

全 員 協 議 会

日 時 令和3年8月24日（火）

午前9時15分

場 所 議場

付議事項

- 1 公用車のパンク被害の報告及び今後の対策について

（財政課・総務課）

- 2 議運決定事項について

第69回～第74回議運決定事項

令和3年6月24日（木）

令和3年7月6日（火）

令和3年7月20日（火）

令和3年8月10日（火）

令和3年8月19日（木）

令和3年8月24日（火）

- 1 要望書（新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている山口県飲食業生活衛生同業組合に対する支援の要望）

要望者の意向により、要望書を全議員に配布するのみとした。（配布済）

- 2 高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情について

3回の議論を経て、6月24日付けで陳情者に回答した。

- 3 検討課題となっていたモニター意見について・・・**資料1**

第68回、第69回議運で議論をまとめ、広聴特別委員会に送付した。

- 4 緊急質問について・・・**資料2**

フローチャートに基づき行うこととした。

- 5 モニター意見（令和3年6月締切分）に対する議会の考えと対応について

・・・**資料3**

第71回、第72回、第73回議運で議論をまとめ、広聴特別委員会に送付した。

- 6 令和3年第3回（9月）定例会に関する事項について

- (1) 早期議決議案について

執行部から、参議院議員の補欠選挙の執行準備に時間を要するため、選挙執行関連事業費の議案第67号山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）を早急に議決していただきたいとの説明があり、委員会審査によって早期議決を行う議事日程への反映を了承した。

- (2) 会期案について

8月24日（火）から9月14日（火）までの22日間とすることとした。

・議案名は**資料4**を参照

(3) 山陽小野田市議会会議規則の一部改正について・・・資料5

6月定例会に上程し議決した当該規則の改正規定中において、項の繰下げを誤り、第138条第4項が重複したため、改正することとし、本会議初日の8月24日に議案を提出することとした。

(4) 議事日程案について

資料6のとおりとした。

(5) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・人権侵害に対する救済申立 (取り扱わない)
- ・陳情書(辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情) (取り扱わない)
- ・陳情書(別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書) (取り扱わない)
- ・陳情書(児童福祉の環境改善に関する陳情書) (取り扱わない)
- ・貴議会における下記事項の議員提案の要請(人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること) (取り扱わない)
- ・吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書 (議会運営)
- ・公聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書 (広聴)

以上のとおり、調査委員会を決定した。

(6) 陳情の取下げについて

令和3年6月9日に受理した「陳情書(小野田中央青果仲買人組合長高橋泰男の不穏当発言の議会での取り扱いについて)」については、資料7のとおり令和3年8月20日に陳情者である樋口晋也様から取下げ依頼文書が提出されたため、取下げを認めることとした。

(7) 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)」の取扱いについて・・・資料8

議会運営委員会で協議していくこととした。

(8) その他

- ・改選後の初議会の運営について
資料9のとおり進めることとした。

第 6 8 回議会運営委員会 (R3.6.7)

1 倫理条例違反の罰則規定がない

【H30.8.29】

倫理条例違反の罰則規定についての規定がない。人によってその内容が異なることは「法の下での平等」の原則に反することになる。

公平な議会運営のために、懲罰規定を整備する必要があると考えるがいかがか。

- a. 罰則規定、懲罰規定ではありませんが、公平な運用を図るために具体的な措置を整備します。【議運】

☆最終回答

R1.9.27 に条例改正を行い、議長の注意、謝罪文の朗読等を追加しました。

2 政治倫理条例違反の適用条項の明確化

【H30.8.29】

ご承知のように、日本の法律においては「罪刑法定主義」が原則です。何の罪が適応されるのかが明確に示され、それに基づいて刑が決定されるということですが、当山陽小野田市議会においてはこの罪刑法定主義の基本スタンスで運営されないのでしょうか。もし、そうだとすると民主主義を脅かす「魔女狩り」のような事態も想定され看過できません。

代表事例として、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項何号に違反と認定されたのか。議長からの口頭注意、本会議場における本人の謝罪となったが「罪刑法定主義」の原則からその根拠が示されていないことは大きな疑問である。

議会としてのスタンス及び杉本議員の政治倫理条例違反の適用条項を明確に示されたい。

- a. 政治倫理審査会の審査結果報告書にありますように、適用条項は条例第 3 条第 1 号です。しかし、政治倫理審査基準に違反した場合の具体的な措置が規定されておらず、その点につきましては不備があったと考えます。他市の条例を参考にしながら、政治倫理条例の改正を進めてまいります。【議運】

☆最終回答

R1.9.27に条例改正 議長の注意、謝罪文の朗読等を追加しました。

3 公務における子育て支援策について

【H30.8.29】

昨年意見として出た、熊本市の「公務における子育て支援策」について「議会運営委員会において、今後検討してまいります」とのことだったが、どうなっているのか具体的な状況についての説明を求める。

a. これから検討してまいります。【議運】

【H30.11.27】

昨年の意見の「公務における子育て支援策」について、「これから検討してまいります」との回答でしたが、どの委員会が担当しいつまでに結論を出す予定でしょうか。

a. そもそも議論する必要があるのかということも含めて考えていきたいと思えます。【議運】

☆最終回答

先進地の事例を研究し、検討していきます。

4 議員報酬と政務活動費について

【H30.8.29】

昨年意見として出た、議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は「今後の議論の参考にさせていただきます」とあったが、その後の議論または取り組みはどのようなものがあったのか、具体的な説明を求める。

a. 先進地の状況を参考にしながら、特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します。【議運】

【H30.11.27】

昨年の意見の議員報酬と政務活動費について、具体的説明を求めましたが、「特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します」との回答でしたが、その後はどうなりましたか。この件についていつまでに一定の結論を出す予定でしょうか。議員任期末まででしょうか。もっと長期の話でしょうか。議員活動を保証する政務活動費のアップは大切です。また、議員報酬アッ

プは若い子育て世代の皆さんや女性活躍の場として生活の保障を欠いて議会の発展は無く必須事項であると考えますがいかがでしょうか。

行政に報酬審がありその整合性が問われる難しい面があることは承知の上での意見ですので、その時期について具体的にお答えください。

- a. 具体的な時期を示すことはできませんが、報酬等に関する附属機関を置くのかあるいは特別委員会で対応するのかを協議し、何らかの形で報酬等について議論してまいります。【議運】

★最終回答

改選後の議会に申し送りさせていただきます。

第69回議会運営委員会（R3.6.24）

1 議員の説明責任と謝罪について

【R1.11.11】

- ③ 2019年春、杉本議員の選挙に関わる係争中の裁判が結審したが、杉本議員の説明責任は果たされたのかどうか。
- ④ 杉本議員は議場において謝罪を行う機会が与えられたが、杉本議員は謝罪を行ったのかどうか。
 - a. ③④令和元年12月議会の初日の12月4日の本会議録が未調製のため、調製後に本会議録を精査して、改めて協議します。【議運】

☆最終回答

令和2年5月26日の臨時会最終日に、杉本議員より謝罪があり、説明をしています。

2 代表質問と一般質問の違いについて

【R1.12.17】

山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。

- a. 今後、議会運営委員会で十分協議していく必要があると考えます。については、まず各会派で十分協議して方向性を求めたいと思います。【議運】

☆最終回答

改選後の議会に申し送りさせていただきます。

3 緊急質問について

【R2.4.23】

3月25日の最終本会議冒頭に緊急質問が提起され、本会議の裁決の結果

「緊急性がない」との理由で否決となりました。この緊急質問の提起から否決に至る経緯を追ってみると、会議規則の上からも手続的に問題があったのではないかと思われまます。

- a. 今後も、議会運営委員会で議論を重ねていき、本市議会としてのルールを定めます。【議運】

☆最終回答

次回以降の議会運営委員会で集中的に協議します。

4 会議録の公表について

【R2.10.11】

依然として一部の参考人を招致したときの委員会の会議録が公表されていません。これはなぜなのでしょう。

- a. 議会運営委員会において市の情報公開条例等との関連性を含め検討してまいります。【議運】

☆最終回答

山陽小野田市議会会議規則第112条第1項及び山陽小野田市情報公開条例第9条第1項により公表しておりません。今後、秘密会の議事の公表については、議論します。

5 議会運営委員会の構成とルールについて

【R2.10.11】

無所属議員が約半数を占めるような事態については、新たな議会運営委員会の構成に関して、新しいルール作りが必要ではないでしょうか。

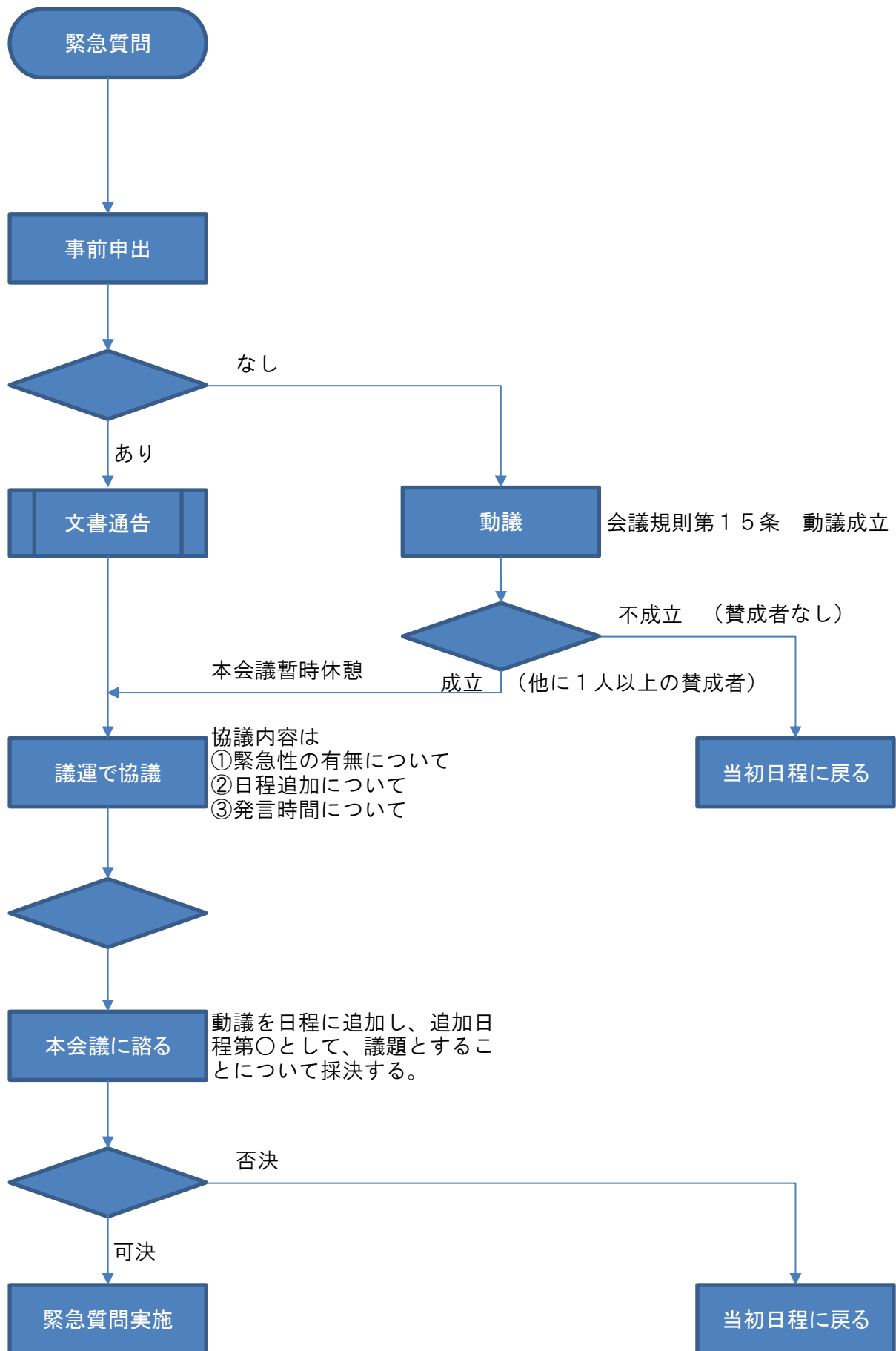
- a. 新たなルール作りについては検討してまいります。【議運】

☆最終回答

現行規程の通り、行っていきます。定員に満たない場合は、その時の議長と協議していきます。

緊急質問フローチャート

資料 2



令和3年3月29日付 市議会モニター：下瀬俊夫

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（3）</p> <p>1. 3月9日の議会運営委員会を傍聴して <申し合わせ事項について></p> <p>2月22日から始まった3月定例議会の一般質問終了後、3月9日に開かれた議会運営委員会で3月2日に提出された陳情書が付議事件とされたとき、それに関して山陽小野田市議会「申し合わせ事項」との関わりで異論が出されましたが、急施を要する議長判断や先例があるとの理由で、そのまま正式議題とされました。「申し合わせ事項」に関しては、その冒頭「議会は、地方自治法をはじめ、委員会条例や会議規則等の法令等を基本として運営されるが、議会運営等の詳細については規定されていない。それらを補完するものとして、法令等に明記されていない事項及び解釈、運用について、山陽小野田市議会が決定し、了承したもの」と規定されています。山陽小野田市議会の「申し合わせ事項」115では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれています。</p> <p>(1) 先例を作ると「申し合わせ事項」は消滅する</p> <p>「申し合わせ事項」とは、山陽小野田市議会の議会運営上の基本ルールとして、全議員が一致して承認・決定し、明文化した約束事です。この「申し合わせ事項」に先例を作ってしまうと、その時点でこの「申し合わせ事項」は消滅してしまい、意味をなさなくなるものだという理解されて、このような対応をされたのでしょうか。</p> <p>(2) 「申し合わせ事項」の変更手続は可能だった</p> <p>「申し合わせ事項」は全員協議会等で全議員の一致した承認があれば、直ちに変更は可能です。なぜ、それをせずに「先例」なるものを持ち出して「申し合わせ事項」を無視する対応をされたのでしょうか。</p> <p>(3) 「先例」の内容を具体的に検討されたのでしょうか</p> <p>もし仮に「先例」なるものがあつたとして、今回の陳情書等の取扱いの内容に即して、「先例」が具体的に検討された結果ではなかったのではありませんか。</p>	<p>申し合わせ事項は効率的な議会運営をするために法令等を補完するもので、市議会が決めたルールとしてそれらに基づき議会活動をしております。</p> <p>その中でも、陳情等については、申し合わせ事項115の中にある「原則として」という言葉を尊重しながら、先例だけにとらわれることなく、その時々議会として事案を的確に処理したほうが、市民の利益になる場合もあると考えます。</p> <p>今後も、市民の立場になって判断してまいります。</p>

(4) 議長が「急施を要する」は通用しない

議長が「急施を要する」と判断すれば「申し合わせ事項」が無視できるなど、とんでもありません。全議員が承認した議会運営上のルールを、まず議長は尊重する義務があるのではありませんか。

(5) 「申し合わせ事項」を廃止し、「規定」にしては

「申し合わせ事項」とは、あくまで議員間の合意事項による紳士協定に過ぎません。12年前、私は改選後の初議会で「私は合意していない」と「申し合わせ事項」に異議を唱えました。また「先例」を理由に勝手に変更が可能な曖昧な「申し合わせ事項」ではなく、一般市民にも議会内ルールとして可視化され、直接変更が求められる議会の内部規定として、明文化したほうがスッキリするのではありませんか。

2. 3月議会を傍聴して

<特別委員会が一般会計予算の審査を行う疑問>

山陽小野田市議会には、現在、幾つかの特別委員会が作られています。特別委員会とは、特定の事件を扱う「特別」な委員会であり、特定事件がなくなれば当然のこととして、役割を終えて消滅する委員会でもあります。

(1) 一般会計予算の審査を、なぜ2つの特別委員会（分科会）が審査

一般会計予算の審査は、一般会計予算決算常任委員会が行いますが、山陽小野田市議会では各常任委員会が分科会として、所管部分の各パートを担当して審査することになります。しかし、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」と「山口東京理科大学調査特別委員会」は、特別委員会であるにもかかわらず、分科会として一般会計予算の審査を行っています。

本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います。

特別委員会が分科会として一般会計予算と決算の審査を行うことで、より効率的で専門的な審査ができていると考えます。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター意見及び質問</p> <p>1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対する回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。</p> <p>2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。</p> <p>3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対する回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。</p> <p>4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。</p> <p>5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。</p> <p>6. 上記5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部も居るという意味で）議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、ななあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。</p>	<p>広聴特別委員会</p> <p>2. 現実的に22人での討論会は運営が難しく、実施要綱の変更の必要があると考えます。</p> <p>3と4. 8月10日からホームページに掲載しております。</p> <p>広聴特別委員会</p> <p>広聴特別委員会</p>

<p>7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。</p>	<p>7. 会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。</p>
--	---

令和3年6月24日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>令和3年6月24日議会運営委員会を見て</p> <p>代表質問についての議論がされていたので意見を申し上げます。 一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。 「議会は言論の府」という言葉をよく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。 そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと感じます。 廃止の議論をする時間があれば「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないのでしょうか。 他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況からもいかがかと考えます。 廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題であると捉えるべきではないのでしょうか。 しっかりと議会内での議論を期待しております。</p>	<p>本市議会の人数や一般質問の実施状況等を踏まえ、代表質問の必要性を協議し、方向性を見いだしてまいります。</p>

令和 3 年第 3 回（9 月）定例会議案名

● 市長提出議案：議案 28 件（うち人事案件 4 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 69 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (2) 議案第 71 号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について (教育総務)
- (3) 議案第 73 号 高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について (教育総務)

○民生福祉常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 58 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 59 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 60 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (4) 議案第 63 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第 68 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (6) 議案第 70 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

○産業建設常任委員会所管（8 件）

- (1) 議案第 57 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市)
- (2) 議案第 61 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について (農林)

- (3) 議案第 6 2 号 令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- (4) 議案第 6 4 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- (5) 議案第 6 5 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (6) 議案第 6 6 号 令和 2 年度山陽小野田市下水道事業決算認定について (下水)
- (7) 議案第 7 4 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (8) 議案第 7 5 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (5 件)

- (1) 議案第 5 6 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第 6 7 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 8 回) について (財政)
- (3) 議案第 7 6 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 9 回) について (財政)
- (4) 承認第 6 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 6 回) に関する専決処分について (財政)
- (5) 承認第 7 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 7 回) に関する専決処分について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会所管 (1 件)

- (1) 議案第 7 2 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について (大学)

○人事案件 (4 件)

- (1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (3) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (4) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告案件（1件）

- (1) 報告第9号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

●行政報告

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和2年度決算概要及び令和3年度事業計画概要について (大学)

委員会提出議案第 3 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 8 月 2 4 日 提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則
山陽小野田市議会会議規則（平成 1 7 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 8 条を次のように改める。

（請願書の記載事項等）

- 第 1 3 8 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
 - 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
 - 5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。</u></p>	<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。</u></p> <p><u>4 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。</u></p>

令和 3 年第 3 回（9 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
8	24	火	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・諮問 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 2 3 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会 ※議案第 6 7 号の審査及び議案第 5 6 号の概要説明
			一般会計委員会終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口東京理科大学調査特別委員会 ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
8	25	水	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
8	26	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
8	27	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

8	28	土		休 会	
8	29	日		休 会	
8	30	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
8	31	火		委員会	・予備日
9	1	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人） ・付託案件（議案第67号）に対する委員 長報告、質疑、討論及び採決
9	2	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（4人）
9	3	金		休 会	
9	4	土		休 会	
9	5	日		休 会	
9	6	月		休 会	
9	7	火		休 会	
9	8	水		休 会	・議事整理日
9	9	木		休 会	・議事整理日
9	10	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	11	土		休 会	
9	12	日		休 会	
9	13	月		休 会	・議事整理日
9	14	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和3年8月19日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

陳情者 樋口晋也

以下の陳情書について取り下げ致します。

令和3年6月9日に提出し同日受理されました陳情、「小野田中央青果仲買人組合長高橋泰男の不穏当発言の議会での取り扱いについて」

以上



全議 K 第 8 号
令和 3 年 7 月 1 6 日

市区議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄
(横浜市会議長)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書の提出について (依頼)

平素より本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 4 年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など新たな財政需要にも対応していく必要があります。

このため、5 月 2 6 日の第 9 7 回定期総会 (書面開催) において、令和 4 年度一般税源総額の確保や、固定資産税 (土地) に係る特別措置の期限を延長しないことなどを主な要望事項とする「ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議」をご決定いただきました。また、7 月 7 日開催の第 1 5 5 回地方財政委員会でも、固定資産税 (償却資産) や自動車税等の特例措置の更なる延長をしないことなどを重点要望事項として議決いただきました。

現在、本会においては、これら決議等を踏まえ、令和 4 年度予算概算要求及び税制改正に向け、正副会長や各委員会で国に対する要望活動を展開し、また、市区議会におかれましてもそれぞれ要望活動をいただいております。

これまでの活動によりますと、今後、関係省庁・業界から固定資産税 (土地) の特別措置の延長を求めるなど本会の要望に沿わない動きが生じることも否定できないところであります。

つきましては、各市区議会におかれては、こうした状況をご理解いただき、9 月定例会において、別添意見書 (案) を参考に「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」を議決の上、国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書 (案) に掲げている要望事項は、いずれも先の定期総会や地方財政委員会でご了承をいただいた事項であります。



連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL. 03-3262-5235

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長	〇〇	〇〇	殿
参議院議長	〇〇	〇〇	殿
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	殿
内閣官房長官	〇〇	〇〇	殿
総務大臣	〇〇	〇〇	殿
財務大臣	〇〇	〇〇	殿
経済産業大臣	〇〇	〇〇	殿
経済再生担当大臣	〇〇	〇〇	殿

意見書（案）の各項目について

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

「実質的に同水準を確保する」とされているが、一方で、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれている。同水準の確保では、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることとなる。

- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了するこ

償却資産に係る固定資産税額は、全国で約1兆7,556億円（令和元年度決算額）である。経済界は、従来、償却資産に対する課税の廃止を求めており、延長が繰り返されると、制度の廃止につながりかねない。

設備投資など経済対策として講じる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、ましてや市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきものではない。

- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

土地に係る固定資産税は、3年に1度、確実に、評価替えと負担調整措置を行うことを前提として成り立つ市町村の極めて重要な基幹税である（令和元年度決算額は全国で約3兆4,853億円）。

特別な措置により、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが、本来納めるべき税額より少ない税額を納めることとなる。このような特例は公平性の観点からも極めて問題があり、その繰り返しは固定資産税に対する住民の信頼を失うことになりかねない。

- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

この措置は、消費税率引上げに伴い、税率引上げ前後の車の需要の平準化を図るために設けられた。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により延長され、令和3年度税制改正により、再延長された。

地方の減収額が全額国費により補填される特例措置とはいえ、臨時的軽減が繰り返されることは特例が恒久化し、更には両税の縮小や廃止につながりかねない。

- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まり、責任も重くなる。国からの補助金・交付金などにとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じ、裁量をもって必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源が不可欠となる。

炭素に係る税として、炭素税（仮称）を創設する場合、または既存の地球温暖化対策のための税（国税）の拡充をする場合には、地方税または地方譲与税として地方に税源配分を求めるものである。

【総会決議関係項目抜粋】

ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議

1 地方税財政の充実

コロナ禍による厳しい経済局面が続き、令和4年度においても地方税の減収など大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、「基盤強化期間」(2019年度～2021年度)後の地方財政のあり方を明らかにすること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

(1) 地方税の充実確保等

- ① 土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

(2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

【地方財政委員会要望書関係項目抜粋】

1 地方税財政について

1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度においても、大幅な地方財源不足が見込まれる。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策などに的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮減するとともに、償還財源を確保すること。

- (5) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、更なる対象の拡充は認められず、現行の特例措置等は、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (6) 令和3年度税制改正により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年12月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

地方一般財源総額の確保

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）抄

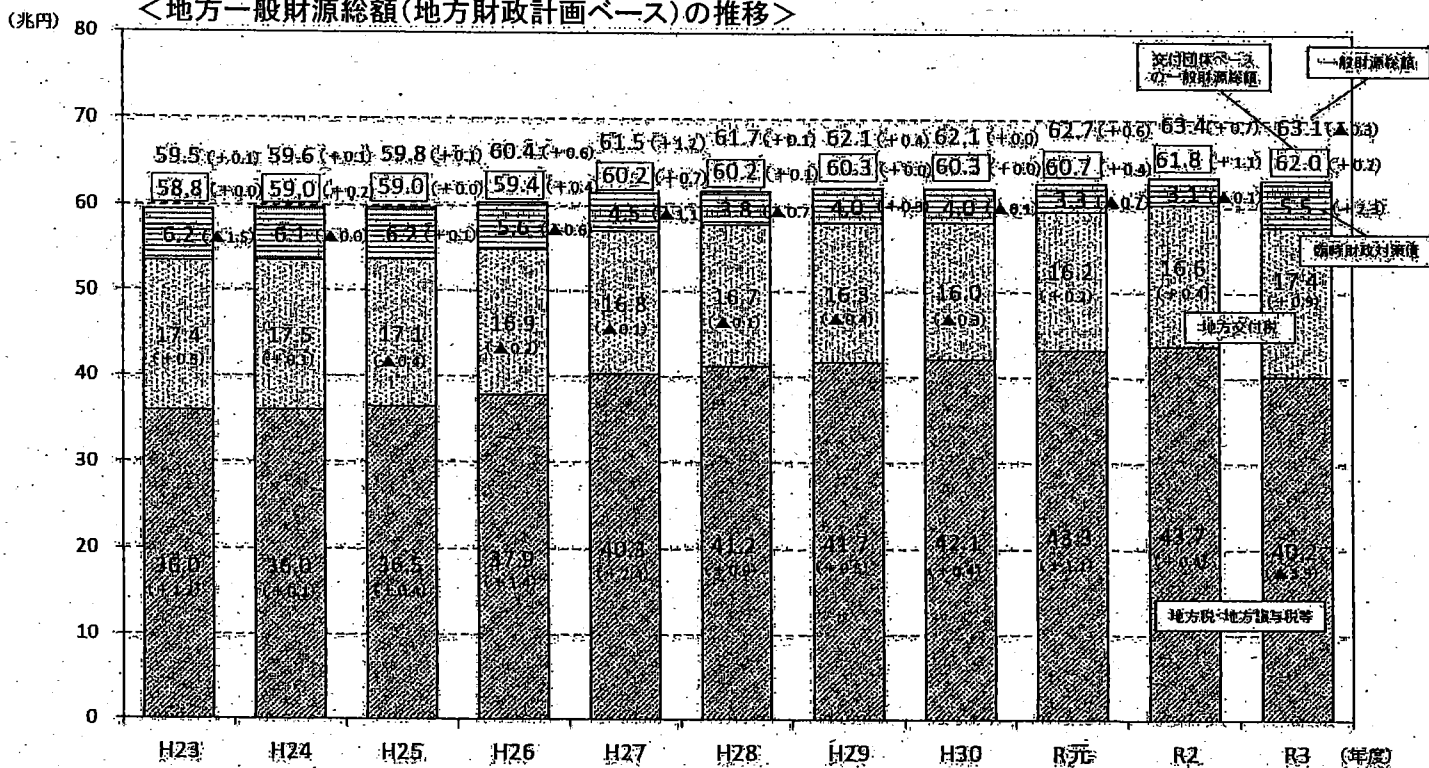
一般財源総額ルール <2022年度～2024年度>

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。**

①、②（略）

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、**交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要なとなる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

<地方一般財源総額(地方財政計画ベース)の推移>



※（）内の数値は、対前年度増減

※平成24年度以降の地方税・地方債と税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源増加分を除いた額

※令和3年度の地方税・地方債と税等及び一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長

特例の概要（現行）

特例措置の要件

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な設備更新は除外される。

- ①認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定
 - ・ 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市町村が認定
- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
 - ・ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
 - ・ 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

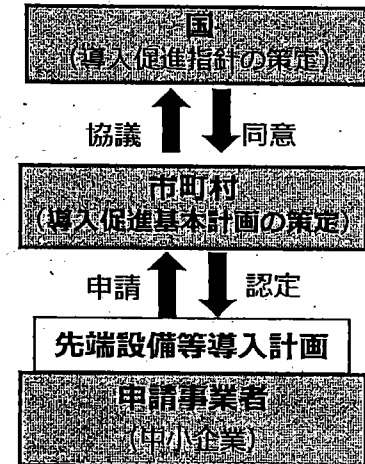
対象資産

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物附属設備	・旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、 精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上 する一定のもの。	平成30年4月1 日以降の取得
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等 とともに導入されたもの。	令和2年4月30 日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する 一定のもの。	令和2年4月30 日以降の取得

○ 特例率は、3年度分、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(参酌基準は定めない)とする。

先端設備等導入スキーム



改正の内容

適用期限を2年延長

※ 延長による固定資産税の減収額については、
全額国費で補填

【改正法（案）】※太枠は今回改正部分。網掛けは減収分国費補填の対象部分。

	～R3.3.31	R3.4.1～
機械装置等	附則第15条第41項	附則第15条第41項
事業用家屋、構築物	附則第15条第41項	附則第15条第41項

令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

環境性能割の臨時的軽減の延長

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

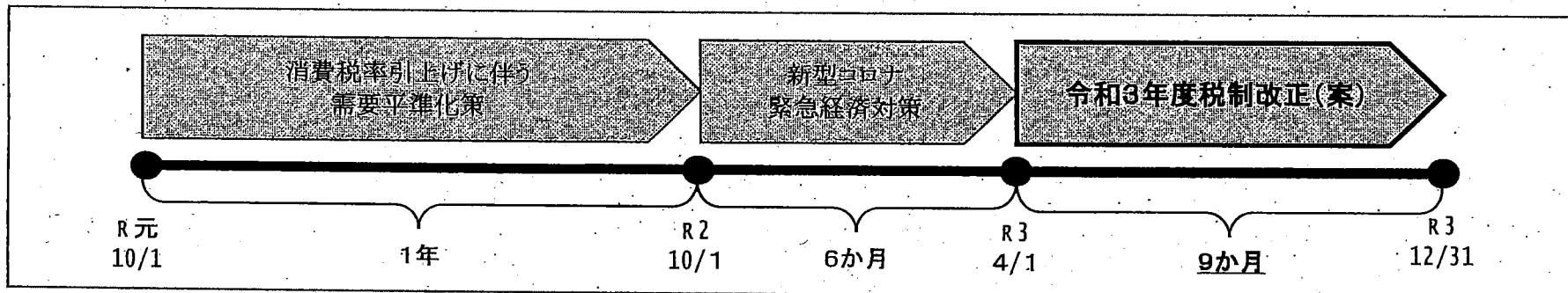
〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

【環境性能割の臨時的軽減の期間】



初議会に関する申し合わせ事項

(初議会の種別)

- 4 一般選挙後の最初の議会（以下「初議会」という。）は、原則として臨時会とする。

(初議会の招集)

- 5 初議会は、地方自治法第101条第2項又は第3項の規定に基づく招集の請求をせず、議会から要請し、市長提出の付議事件をもって招集されるのが例である。

(初議会の開会通知)

- 6 初議会の開会通知は、事務局長名をもって行う。

(初議会までの諸会議)

- 7 初議会までに、次のような会議がもたれるのが例である。

(1) 世話人会

ア 臨時会の運営について

イ 世話人 正副議長、会派代表、年長議員

(2) 全員協議会

ア 臨時会の招集時期及び議会運営について

イ 会派の結成について

ウ 議会人事及びその任期について

エ 議席の指定について

(3) 新人議員研修会

新人議員対象の議会ルールに係る説明会を行う。